

生活困窮ペット飼育者の 居住支援の現状とこの先



行き場のない人とペットは
どこへ向かえばいいのか？



人と動物の共生センター

住む場所のない、生活困窮ペット飼育者

当団体では、2022年8月より犬猫相談ホットラインを開設し、生活困窮ペット飼育者等からの相談受付と対応を行ってきました。2025年2月までに555件の相談が寄せられ、延べ710回の訪問支援を実施してきました。これまでの実践については、2022年度・2023年度版の報告書をご覧ください。

当団体への相談の中で特に苦慮する事例が、犬猫や本人の問題だけでなく、住まいの問題をはらむ場合があります。経済的困窮から、家賃や公共料金を滞納し、ライフラインが止まり、明日の食べ物もないという状況もあります。多数の猫が繁殖し、家屋が損壊し、住み続けることができない状況になったり、大家から退去を迫らせることは少なくありません。既に家がなく、車中泊で生活している方もいらっしゃいました。また、DV被害者がシェルターに入ろうとしても、ペットを飼育している場合、一緒にシェルターに入ることができず、危険な自宅にとどまってしまう事例も経験しました。

当団体では、このような事例に多数遭遇する中で、住む場所の支援の必要性を強く実感してきました。ペットを手放せば、ペットを諦めれば、住む場所があるかもしれません。しかし「こんな状態なんだから、ペットは手放しなさい」という助言は、支援に結びつきません。当事者にとって、その言葉は、かけがえのない家族を失うことを指します。社会から孤立し、支援を必要とする人たちにとって、ペットの存在は、生きる意味そのものであることさえあります。

このようなペットを飼育している生活困窮者等の支援を行うためには、ペットと共に住める場所の支援が必要であると、繰り返し実感してきました。そこで、当団体では、2023年度より犬猫相談ホットラインの活動の中で居住に関わる相談支援を開始し、2024年4月には、全国で初めてとなる、ペット飼育者に特化した居住支援法人として岐阜県からの指定を受けることができました。

居住支援法人としてのチャレンジと困難

居住支援法人（住宅確保要配慮者居住支援法人）とは、住宅セーフティネット法に基づいて、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

住宅の確保には社会的信用が必要です。大家としては、家賃が払えないかもしれない人や、家を適切に管理せず設備を損耗させてしまう人に対しては貸したくありません。孤独死が増えている中、高齢の単身世帯には貸したくないという大家さんも少なくありません。

ただでさえ、住宅を借りることが難しい状況にある住宅確保要配慮者ですが、その上ペットを飼っているとなると、さらにハードルが上がります。そもそもペット可の物件が少ない上、過去に家賃や公共料金の滞納があったり、現在の所持金がなく敷金礼金が払えなければ選択肢はほとんどありません。

当団体では、こうした相談に対し、貸してくれる大家さんを探して繋ぐ活動を行ってきました。ペットを飼育するということに対して、拒否感を抱く大家さんは少なくありませんが、ペットの生態に配慮した養生を行う支援や、入居に際してペットの飼育指導を行うことで、大家さんにもご理解をいただくことができました。しかし、それでも利用できる物件は少なく、2025年1月には、自社物件を取得し、利用を開始しています。

ペットを飼育している住宅確保要配慮者の支援は、居住支援の中でも、最も支援が難しい領域の一つと思われます。本報告書は、当法人がこれまでに実施してきた居住支援の一端を紹介することを通じて、その現状を伝えると共に、解決に向けた効果的な協働を生むことを目指して発行致します。

事例概要

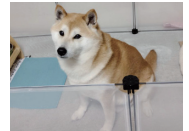
Aさん（仮名）は57歳の男性で、生活保護を受給している。精神障害者保健福祉手帳3級を保持しており、13歳の柴犬を飼っている。今回、県外から岐阜への引越しを希望しており、その理由について相談を受けた。

引越しの背景

Aさんは、もともと岐阜に住んでいたが、新たな生活を求めて県外に移住した。しかし、居住支援法人が管理する物件に入居したところ、通常の倍の入居費用を請求されるなど、不適切な対応を受けた。3年間の居住期間中、一度も法人からの支援や連絡はなく、Aさんからの問い合わせにも返答がない状況であった。



さらに、物件内では殺人事件や自殺が相次いでおり、反社会的勢力の入居も確認されている。管理会社にこれらの問題について問い合わせても、明確な説明を受けることができず、不安な日々を過ごしている。そうした状況から、契約の更新を機に岐阜へ戻りたいと考えた。



生活保護制度上の課題

生活保護受給者が引越しをするためには、行政が認める正当な理由が必要です。たとえば、「大家の都合による退去要請」「親族との同居や介護」「通院のために病院へのアクセスを改善する必要がある場合」などいくつか該当します。

しかし、Aさんの今回の引越し理由は、「単なる生活環境への不満」と受け取られやすく、正当な理由として認められるのは難しい状況でした。実際に、本人からの訴えについてこちらからケースワーカーに確認したところ、やはり「生活環境への不満」として認識されていたことが分かりました。

また、自己都合による引越しの場合、引越し費用は自己負担となる。しかし、生活保護受給者が貯金をして引越し費用を準備するのは現実的に困難である。さらに、生活保護を受給している自治体とは異なる自治体へ移動する場合、一度生活保護が中止され、移転先で再申請する必要がある。そのため、申請から受給決定までの約1か月間、生活費を確保する必要がある。

※自己都合でない場合は、受給者は生活保護申請が打ち切られることなく、引越しができるケース移管が行われる。当然引越しにかかる費用も支払われる。

課題の整理

今回の引越しに関して、以下の2点が主な課題となった。

1. 引越し費用の確保

- 自己都合の引越しのため、公的な補助を受けることができない。
- 入居にかかる初期費用や、引越しの際の運搬費用をどのように工面するかが問題となる。

2. 引越し後の生活費の確保

- 生活保護が一時中止されるため、受給再開までの約1か月分の生活費が必要となる。
- 収入のない期間をどのように乗り切るかが大きな課題であった。

支援の内容

まず、引越し先の住居については、当法人の自社物件を利用することで、初期費用の負担を軽減することができた。自社物件のため、家賃の支払いに関しても柔軟に対応でき、負担を減らすことができた。

引越し費用については、付き合いのある岐阜市内の片付け業者に依頼し、経費のみで作業を引き受けてもらうことができた。さらに、分割払いにも対応してもらうことで、一度に大きな負担が発生しないように調整した。

次に、ケースワーカーに連絡をし、相談をする。Aさんの引越し理由は、当初「単なる生活環境への不満」と認識されていました。しかし、実際にはその生活環境が精神疾患の悪化要因となり得ることから、引越しは谷岡さんにとって必要かつ重要な対応であることを理解してもらうため、「正当な理由」として認められる可能性のある「近

隣トラブルからの避難」や「安全な生活を守るための転居」と類似した状況であることを示し、引越しの必要性についての理解を得るべく、実際の状況や医療的根拠を記載した資料を提出しました。

また、生活保護の中断による生活費の不安についても、相談をした。

その結果、自己都合の引越しであるため、一旦生活保護は中止されるものの、県外から岐阜市への申し送りが行われ、岐阜市での申請がスムーズに進むよう配慮してもらえた。また、本来であれば月の途中で生活保護が打ち切られる場合、半月分の返還が求められる可能性があるが、今回は特例として返還不要とする措置が取られた。

これにより、生活保護のケース移管に近い形で、負担を最小限に抑えながら引越しを進めることができた。

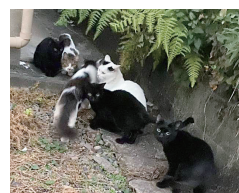
今回のケースでは、本人が直接相談しても理解が得られなかった引越し理由や、生活保護費の問題について、居住支援法人が介入することで、客観的な説明を行い、行政の理解を得ることができた。

また、生活保護受給者が引越しをする際には、制度上の多くの制約があるが、適切な支援があれば実現可能であることが確認できた。特に、居住支援法人が本人に寄り添いながら、住居の確保や引越し費用の調整を行うことで、安心して新たな生活を始められる環境を整えることができた。

この事例を通じて、生活保護受給者の引越し支援において、どのように行政との調整を行い、本人が安心して移住できるようサポートできるかを再考する機会となった。今後も、受給者の状況を丁寧に把握し、柔軟な支援を行っていくことが求められる。

事例概要

Bさん夫妻（仮名）は70代の夫婦で、年金とパート収入で生活している。自宅で15匹の猫を飼育していたが、ペット不可の賃貸物件での多頭飼育が発覚し、退去を求められた。結果的に、引越し先で全ての猫を連れて行くことができず、一部を放置するという問題が発生した。



経緯

地域の猫ボランティアが、ある親子猫の保護活動をしていて、急激に野良猫が増えていることに気づき、調査を進めていた。その中で、車でエサを与えに来ていた夫婦に出会い、事情を聞いたところ、増えた野良猫は元々この夫婦が飼っていた猫であることが判明した。

夫婦はもともとペット飼育禁止の借家で暮らしていたが、妊娠した猫を保護したことをきっかけに飼育を開始。

しかし、不妊去勢手術の費用が工面できず、そのまま放置した結果、猫は増減を繰り返し、最終的に15匹にまで増えてしまった。

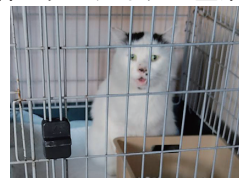
幸いにも、奥さんがきれい好きだったため、家の中は清潔に保たれていたが、大家に多頭飼育が発覚し、退去を命じられた。

退去後の問題

新しい住居を探したものの、15匹の猫を受け入れてくれる物件が見つからなかった。その結果、以下のような形で猫が分散することになった。

- 1匹：ペット不可の物件に持ち込み
- 2匹：車の中でケージ飼育
- 2匹：引越し先アパートの外に放す
- 10匹：引越し後、アパートの周辺に移動させる予定

夫婦に意向を確認したところ、「できる限り一緒に暮らしたい」との希望があったため、猫ボランティアが全頭捕獲し、不妊去勢手術を実施。その上で、一時保護シェルターにて、新しい住居が見つかるまでの約2か月間、ボランティアと夫婦が交代で世話をすることとなった。



解決策

15匹の猫を受け入れられる賃貸物件はほとんどなく、唯一、大家が直接管理している借家を見つけ、入居が決定した。引越し費用については、猫ボランティア団体が負担した。

新居では、猫用のケージを複数設置し、猫と人が生活スペースを分けて暮らせるように工夫。猫ボランティアがDIYで仕切りを作るなどのサポートを行い、猫用のケージなどは全国からの寄付で贈うことができた。

その後、譲渡会を実施し、3匹を新しい飼い主に譲渡、1匹は「終生預かり」として他の家庭に引き取られた。最終的に、夫婦のもとには11匹の猫が残ることとなった。



その後の経過と課題

新しい住居での生活が落ち着いた後、約1年が経過した頃、ご主人ががんを発症。入退院を繰り返した末、半年後に亡くなった。

今後、奥さん一人で11匹の猫の世話を続けるのは難しいと考えられ、現在、猫の新しい引取先を探すことが課題

となっている。加えて、奥さん自身の生活についても見守りが必要であり、地域包括支援センターと連携しながら状況を確認していくこととなった。今後、猫の飼育状況だけでなく、奥さんの健康状態や生活の維持ができるかどうかも含めて支援を検討していく必要がある。

後日談として

地域包括センターのケアマネが自宅に訪問した際に多頭飼育で、あんなにきれいな家を見て驚いたと言っていました。猫の飼育環境を適切に整える支援の必要性を再認識しました。

多頭飼育崩壊は、外部からは気づかれにくく、特に社会福祉とのつながりがない家庭では問題が表面化しにくい。また、不妊去勢手術を実施しても、飼い猫が外に出されてしまうと、野良化してしまう現実がある。

高齢者が猫を多頭飼育する場合、自身の健康状態の変化に備え、事前に猫の行き先を決めておくことが重要である。今回のケースでは、ボランティアの介入により、問題が大きくなる前に対応できたが、今後も同様のケースが発生する可能性があるため、地域社会としての支援体制を強化する必要がある。

事例 03

【70代女性・Cさん】 猫 44 匹の多頭崩壊により貸家が壊滅状態になっている

事例概要

猫が最大 44 匹に増えてしまい、不妊去勢手術や譲渡により現在は 16 匹までに数は減ったが、床や壁は猫の糞尿で汚れ、畳は腐り、人が住むのには適していない状態になってしまっている。

家賃滞納や猫の悪臭による近隣からの苦情により、大家から何度も退去を迫られている。水道の蛇口の水漏れがあるが、大家への引き目から、修理を言い出せずにいる。介入当初、床に直に新聞紙を敷いて猫のトイレ場所としていたが、頭数の減少や本人の気持ちが前向きになっていることから、猫トイレを貸し出したところ、ほぼ新聞で排泄をすることがなくなっている。

大家には当法人からも、猫がきちんと排泄場所でするようになったため、畳の入れ替えをすることにより悪臭が軽減されると提案したが、頭数を 5 匹程度まで減らしてもらうことが先決と言われている。退去にかかる引っ越し費用の捻出や 16 匹の猫と引っ越し先がないなど、引っ越ししたくても引っ越すことができない状況である。



事例 04

【20代男性・Dさん】 長年の動物飼育と猫の多頭飼育により、部屋が壊滅

事例概要

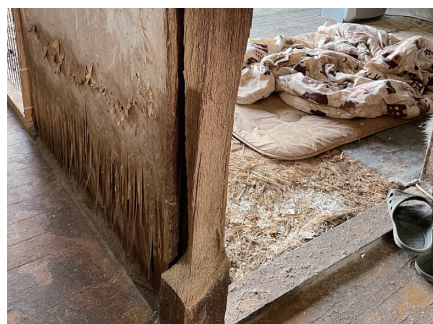
生活保護受給世帯。20 代の兄弟の二人暮らしで二人とも成人になってから療育手帳を取得している。

両親はすでに他界。幼いころから犬や猫を飼育し続け、猫は最大 50 匹ほどに増えたこともあった。現在は不妊去勢手術を行ったことにより、徐々に減少し猫のみ 14 匹の飼育となっている。

風呂場のガスや水の配管が猫の尿により腐食し使えない。キッチンのガスも同様に使用できず、かろうじてキッチンの水道とトイレが使えている。風呂は別に住む妹夫婦に使わせてもらっている状態。引っ越しするなら修繕費 500 万と大家に言われたことがあるという。

年齢も若く、就労に繋がれば、今の部屋の修繕を行って住み続けるか引っ越しをすることが可能になると考えたが、長いひきこもり生活から社会へ踏み出すきっかけが中々つかめず、現状維持となっている。そんな中でも、床の水拭きを行ったり、猫により削られた柱を保護したり少しでも維持をしようという様子がある。天井に穴が開いていて、その中にある配管から水漏れしているが、負い目があり大家に言えないという。部屋が壊滅してしまったのは、幼少期の本人たちのせいではないと考えられるが、引っ越しには修繕費がかかり、出るに出られない。

いつまでこの生活を続けていくのだろうか。本人たちはこの状況に慣れてしまっているのかこの生活から抜け出したいと強く言うことがない。また、現状打破のために親身になってくれる機関もない。生活保護受給で健康で文化的な最低限の生活を送れるように支援をしたいが、何から進めればいいのか見通しのつかない事例である。



事例 05

【60代男性・Eさん】 引っ越し先が見つからず猫と心中するしかないと思いつめる

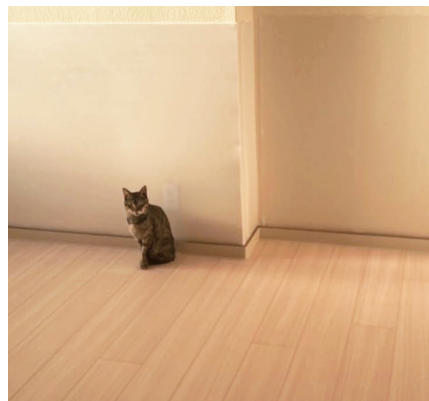
事例概要

生活保護受給世帯。大家から一方的に立ち退きを迫られており、市役所で居住支援法人のリストを渡され、ペットに対応している当法人に、直接訪問された。

猫を3匹飼っており、自分でも引っ越し先を探したが、生活保護で身寄りのない自分に借りれる部屋はなく、猫と心中するしかないと思いつめ、涙を流す場面もあった。真面目な性格で、部屋も整っており、猫を複数飼っている世帯によくある、悪臭、鳴き声、家具の破壊などでの退去通告ではない様子だった。亡くなった猫達の位牌を作るなど愛情をかけていることがみてとれた。

引っ越し先はすぐに見つかり、引っ越し前に新居の壁が猫の爪で傷がつかないように、養生をするなど一緒に準備することができた。現在はペット可の賃貸で猫と共に穏やかに暮らしている。

譲渡会のお手伝いに参加したり、積極的に地域と関わろうとしている様子も見られる。全く身寄りがないとのことで、入院や手術の保証人になれないかと当法人に相談があるが、適当な立場でないため、断らざるを得ない。本人がたらい回しにされたと感じることのないように、生活保護の担当課に確認しながら進めた。



事例 06

【50代女性・Fさん】 コミュニケーション不足により支援拒否をされた

事例概要

猫1匹を飼っており、家族間トラブルにより自宅を出なければならなくなった50代女性で発達障害の方の支援を行った。

猫はトイレで排尿出来なかったり、マーキングをする等のトラブルがあり、本人も困っている。引っ越し後も、トイレトレーニングが必要である。

当法人に依頼があった際、本人は就労しており安定した収入はあるはずだが、貯金がほとんど無く、当面の生活費は勿論、引っ越し費用を貯めるところから始めなければならなかった。また、一人暮らしの経験が無く、引っ越し後の細やかなサポートが必須な状態だった。

引っ越し後も本人が一人で生活をしなければならない為、金銭感覚をきちんと身に着ける事は必須だと感じ、そこでまず、家計相談を提案し収支の見直しをすることを提案する。本人が通っている事業所担当者とも相談しながら進めていった。

家賃が支払えないことになる恐れがあった為、日常生活自立支援の金銭管理を利用する事を提案する。一度、本人が収支を記録することになり1週間後に連絡するが、忙しい為こちらから連絡するという返事があり、しばらく時間を待たしたところ、「連絡が何も無い！」と怒りをあらわすような連絡があり、支援拒否されてしまった。

本人の思いと違った対応や言葉掛けをしてしまうと、本人の感情が不安定になってしまい、話を進めることができなくなってしまう。福祉支援者の協力が不可欠であると感じた事例であった。

私たちの社会がどう進化すればいいのか

■課題と解決策

ペット飼育者に特化した居住支援の中では、ペットがいることの特殊性から様々な課題が発生しています。ここでは、事例を通じて見えてきた支援の課題と、課題の解決策について整理します。

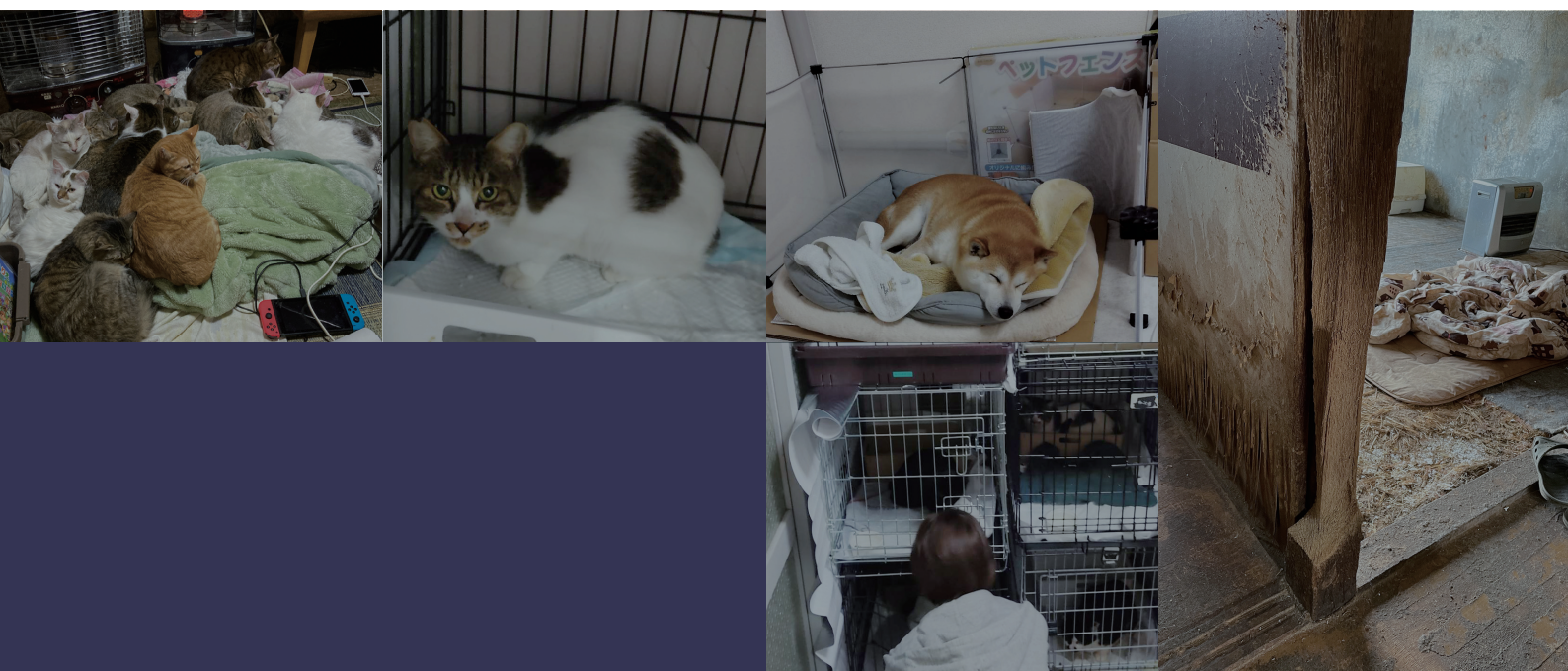
課題① ペット可の物件がない ●ペット可の安い賃貸物件が少ない。 ●ペット可物件は引っ越し費用が高い。 ・ペット可物件は敷金が発生する。 ・家賃交渉も、ペットがいることを理由に譲歩をせざるを得ない。 ●特に、ペットの数が3匹以上となるとさらに少なくなる。 ●借家であっても、5～10頭以上の多頭飼育では入居を拒否される場合が多い。 ●多頭飼育OKの物件は、古いところが多く、引越先の住環境として本人が不安になる。	解決策 ペット可物件の経済性の証明 ●ペット可物件の場合、特に住宅確保要配慮者では、選択肢が少ないため、長期的な賃貸の可能性が高いと考えられます。 ●平均賃貸期間が長いことが証明できれば、その経済性が見直され、ペット可物件を増やすことにつながると考えられます。
課題② 家屋の損耗が激しい ●柱・壁・畳を引っ掻く(猫)／齧る・掘る(犬)ことで破壊される、糞尿を適切に処理ができずに畳や床が腐る、アンモニア臭・動物臭がしみ込むといった問題が発生する。 ●家屋の損耗は、特に多頭飼育状態に陥ることで顕著になる。 ・多頭飼育では、異臭やノミ・ゴキブリの発生など近隣への公衆衛生上の問題・近所トラブルに発展することもある。 ●大家から退去にあたって高額な修繕費用を請求されることがあり、家屋が居住できない程損耗していても、修繕費用を支払えないために、引っ越すことができない(引っ越しをためらう)場合がある。	解決策 動物の生態に配慮した飼育指導 ●ペットによる損耗は、その動物種の生態に配慮した適切な飼育を行うことで予防することが可能です。 ●居住支援法人等が、動物関係団体と連携し、適切な飼育指導ができるようにする体制作りが必要です。
課題③ 入院時等のペットの預かりやお世話 ●入院時など、ペットの世話ができなくなった際に預け先を確保しなければならない。 ●ペットホテルに預ける場合、費用が高額になるため、生活困窮者の場合、その費用を工面することができない場合がある。 ●急な入院になった場合に、動物が部屋に取り残されるリスクがある。	解決策 当事者同士で預かり合える関係 ●経済的にペットホテルを利用できない人同士で、あらかじめ、預かり合えるような関係を構築しておくことが対策になります。 ●当団体では、生活困窮ペット飼育者向け集合住宅を運営していますが、入居者同士をつなぐ交流の場づくりを行っていくことを予定しています。
課題④ 残置物としての動物の問題 ●賃借人である飼い主(本人)が亡くなった場合に、遺されたペットの処遇が決まらない。 ●居住支援法人が、本人に代わって残置物を処理する契約を結ぶ場合があり、モデル契約条項等の情報が国土交通省から出されているが、動物に関する想定はない。 ●本人の死亡後、動物の所有権が誰に移譲されるのか分からない。(誰にも移譲されない?) ●動物がいることが分かっているのに放置したらネグレクト(虐待)になり、意図的に外に出したら遺棄にあたる。いずれも動物愛護管理法違反となる。	解決策 ガイドラインの作成 ●不適切な遺棄やネグレクトを防ぐためには、民間の判断に委ねるのではなく、行政がルール化すべきでしょう。飼い主が死亡し、所有権を持つ人が動物については、一旦保健所に収容するといったような、何らかのガイドラインを制定することが望まれます。

■不動産業界／居住支援法人に動物の専門知識を

これらの対応を行うにあたっては、不動産を扱う業界や居住支援法人に、動物の専門知識を持った人の関与が必要です。動物に関わる活動を行うNPOや、国家資格化された愛玩動物看護師が、居住支援に関与できるようにすることが望まれます。



人と動物の共生センター



住む場所のない、生活困窮ペット飼育者	01
居住支援法人としてのチャレンジと困難	01
居住支援が必要だった生活困窮ペット飼育者支援の事例	02~04
私たちの社会がどう進化すればいいのか	06



2022 年度報告書 ↑



2023 年度報告書 ↑